

指摘事項等		投稿日	平成30年5月21日
件名	交付請求書について		
本文	<p>先日、甲府市ホームページから『住民票の写し等交付請求書』と『戸籍に関する証明書の交付請求書』をダウンロードし、パソコン上で各項目を記入してから印刷し、市役所に持参し提出しました。</p> <p>しかし、数分待たされた後に「氏名を自署してくれなければ発行できない」として書類の書き直しを指示されました。</p> <p>時間短縮のために事前に準備して行ったのに、二度手間となったことは非常に遺憾です。</p> <p>氏名の自署が必須ならば、各『交付請求書』にもそう明記して欲しいです。</p>		
回 答		回答日	平成30年5月28日
担当部署	市民部 市民総室 市民課		
本文	<p>この度は、住民票の写し等交付請求及び戸籍に関する証明書の交付請求において、不快な思いをさせてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>住民票の写し等交付請求及び戸籍に関する証明書の交付請求につきましては、市役所の窓口に来られた方の請求の意思を明らかにするため、氏名に関しましては、手書きで記入する自署を求めているところであります。そのため、ご指摘の請求書につきまして、請求の意思を明確にするため、氏名の自署をお願いしたものであります。</p> <p>今回のご意見を踏まえ、住民票の写し等交付請求書及び戸籍に関する証明書の交付請求書の注意事項へ追加を図り、市民の皆様がわかりやすい交付請求書としてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		